

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第12期第1四半期)

自2023年4月1日  
至2023年6月30日

株式会社Will Smart

# 目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	5
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	5
(5) 大株主の状況	5
(6) 議決権の状況	6
2 役員の状況	6
第4 経理の状況	7
1 四半期財務諸表	8
(1) 四半期貸借対照表	8
(2) 四半期損益計算書	9
第1 四半期累計期間	9
2 その他	11
第二部 提出会社の保証会社等の情報	12

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2024年3月13日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	株式会社Will Smart
【英訳名】	Will Smart Co., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 康弘
【本店の所在の場所】	東京都江東区富岡二丁目11番6号
【電話番号】	03-3527-2100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員コーポレート本部長 布目 章次
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区富岡二丁目11番6号
【電話番号】	03-3527-2100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員コーポレート本部長 布目 章次

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第12期 第1四半期累計期間	第11期
会計期間		自2023年4月1日 至2023年6月30日	自2022年4月1日 至2023年3月31日
売上高	(千円)	182,841	813,117
経常損失(△)	(千円)	△75,918	△179,339
四半期(当期)純損失(△)	(千円)	△76,251	△287,331
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	545,850	545,850
発行済株式総数	(株)	1,344,000	1,344,000
純資産額	(千円)	208,360	284,612
総資産額	(千円)	496,035	606,599
1株当たり四半期(当期)純損失(△)	(円)	△61.30	△225.12
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	42.0	46.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、第11期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第11期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
5. 第12期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間の四半期財務諸表並びに第11期事業年度の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビュー及び監査を受けております。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新規上場申請のための四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

当第1四半期累計期間において、当社は前期に引き続き営業損失及び四半期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当社の取引金融機関と締結している当座貸越契約及び親会社である株式会社ゼンリンと設定している当座貸越枠により、必要な運転資金の確保に懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

なお、今後につきましては、営業体制の強化による既存取引先の維持拡大と新規取引先の獲得及び開発体制の強化によるプラットフォームの機能拡大等に取り組んでまいります。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

#### (1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に移行し、入国制限も4月29日に緩和されるなど国内外への人の移動は徐々に回復してきております。

当社はモビリティサービスをメインとするIT市場に属しており、当該市場では企業システムのクラウド化やサブスクリプションモデルの浸透、リモートワークの定着などにより、マクロ経済の変動に対して影響を受けにくいビジネス構造に変化しながら市場規模が順調に拡大しております。また、2023年2月10日に「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」が閣議決定されるなどGX実現に向けた取組が本格化していく中、EVに関連したシステムの需要が高まってきており、当社の営業活動も順調に推移しております。

しかしながら、当社は事業年度末偏重の業績であることから当第1四半期累計期間は営業赤字となっておりますが、計画通りに進捗しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は182,841千円、営業損失は76,090千円、経常損失は75,918千円、四半期純損失は76,251千円となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

#### (モビリティセグメント)

モビリティ事業は、規模が大きい案件の開発が計画通りに進捗していることや前期以前に納品したシステムの保守及び利用料等の収受により売上高が順調に積みあがっております。また、営業活動も計画通りに進捗しておりますが、財務諸表への反映は、第2四半期会計期間以降となります。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は157,964千円、セグメント損失は15,769千円となりました。

#### (インポートセグメント)

インポート事業は、円安の影響により、商品の仕入単価が上昇傾向にありますが、案件の需要は回復傾向にあり受注高は計画通りに進捗しております。

以上の結果、売上高は24,876千円、セグメント損失は1,713千円となりました。

#### (2) 財政状態の状況

##### (資産の状況)

当第1四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末と比較して110,564千円減少し、496,035千円となりました。これは、流動資産が104,685千円、固定資産が5,878千円減少したことによるものであります。流動資産の減少は、運転資金の増加による現金及び預金が57,670千円増加した一方で、営業債権の回収により売掛金及び契約資産が154,052千円減少したことによるものであります。固定資産の減少は、有形固定資産が7,274千円増加した一方で、無形固定資産が12,878千円減少したことによるものであります。

##### (負債の状況)

当第1四半期会計期間末における負債合計は前事業年度末より34,312千円減少し、287,674千円となりました。これは、流動負債が33,723千円、固定負債が588千円減少したことによるものであります。これは主に、新規借入により短期借入金が増加した一方で、前事業年度の企業結合における未払対価の決済によりその他流動負債が70,485千円減少したことによるものであります。

(純資産の状況)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は前事業年度末より76,251千円減少し、208,360千円となりました。これは四半期純損失の計上により利益剰余金が76,251千円減少したことによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計方針及び見積りの記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項ありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(8) 季節的変動による影響

当社の売上高は、受託開発等の案件引渡しが多く、3月決算会社の決算期に合わせて納品等を行っているため、第4四半期会計期間に売上高が偏重する傾向にあります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年3月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,344,000	1,344,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 当社の単元株式数は100株であります。
計	1,344,000	1,344,000	—	—

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### ①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	—	1,344,000	—	545,850	—	—

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,244,000	12,440	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,344,000	—	—
総株主の議決権	—	12,440	—

② 【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社W i l l S m a r t	東京都江東区富岡 二丁目11番6号	100,000	—	100,000	7.44
計	—	100,000	—	100,000	7.44

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	64,229	121,900
売掛金及び契約資産	245,049	90,996
棚卸資産	18,088	7,955
その他	42,542	44,372
流動資産合計	369,910	265,224
固定資産		
有形固定資産	23,363	30,638
無形固定資産		
のれん	82,237	77,493
ソフトウェア	103,226	97,273
ソフトウェア仮勘定	2,181	-
無形固定資産合計	187,645	174,766
投資その他の資産	25,679	25,405
固定資産合計	236,689	230,810
資産合計	606,599	496,035
負債の部		
流動負債		
買掛金	27,938	21,426
短期借入金	116,400	153,800
1年内返済予定の長期借入金	2,040	2,040
未払法人税等	-	1,048
賞与引当金	-	4,824
その他	162,640	92,155
流動負債合計	309,018	275,294
固定負債		
長期借入金	12,240	11,730
その他	728	650
固定負債合計	12,968	12,380
負債合計	321,987	287,674
純資産の部		
株主資本		
資本金	545,850	545,850
資本剰余金	117,093	117,093
利益剰余金	△287,331	△363,583
自己株式	△91,000	△91,000
株主資本合計	284,612	208,360
純資産合計	284,612	208,360
負債純資産合計	606,599	496,035

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自2023年4月1日 至2023年6月30日)
売上高	※ 182,841
売上原価	145,100
売上総利益	37,740
販売費及び一般管理費	113,831
営業損失(△)	△76,090
営業外収益	
助成金収入	250
その他	50
営業外収益合計	300
営業外費用	
支払利息	127
営業外費用合計	127
経常損失(△)	△75,918
税引前四半期純損失(△)	△75,918
法人税、住民税及び事業税	333
法人税等合計	333
四半期純損失(△)	△76,251

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
当座貸越極度額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	100,000	150,000
差引額	400,000	350,000

(注) 上記のほか、2023年4月21日付で当座貸越枠800,000千円を親会社である株式会社ゼンリンと設定しております。

(四半期損益計算書関係)

※ 売上高の季節的変動

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

当社の売上高は、受託開発等の案件引渡しが多く、3月決算会社の決算期に合わせて納品等を行っているため、第4四半期会計期間に売上高が偏重する傾向にあります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	10,663千円
のれんの償却額	4,744

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	合計
	モビリティ	インポート	計		
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	20,815	24,643	45,459	—	45,459
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	受託契約等	—	82,423	—	82,423
	運用取引等	54,724	233	54,957	—
顧客との契約から生じる収益	157,964	24,876	182,841	—	182,841
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	157,964	24,876	182,841	—	182,841
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	157,964	24,876	182,841	—	182,841
セグメント損失(△)	△15,769	△1,713	△17,482	△58,608	△76,090

(注) 1. セグメント損失(△)の調整額の区分は、各報告セグメントに帰属しない全社費用であります。全社費用

は、主に管理部門に係る人件費等の一般管理費であります。

2. セグメント損失(△)は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△61円30銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△76,251
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△76,251
普通株式の期中平均株式数(株)	1,244,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年3月5日

株式会社 Will Smart

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

栗田篤芳

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

甲斐真志

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 Will Smart の2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 Will Smart の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上